事務連絡 令和2年5月25日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

移行期間における都道府県の対応について

令和2年5月25日から緊急事態宣言が解除されることに伴い、新型 コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、「新しい生活様 式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の 使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き 上げることとされている。各都道府県においては、移行期間において、特 に下記の事項について留意されたい。8月1日以後の取扱いについては、 今後検討の上、別途通知する。

記

1. 移行期間

移行期間については5月25日から7月31日までの約2か月間 (感染の状況を見つつ、延長することがあり得る。)とし、この移行期 間において、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベル を引き上げていくこととする。

具体的には、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価する ための期間として3週間程度を要すると考えられることから、移行期 間中において、外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限、施設の使 用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、そ れぞれ段階的に緩和することとする。

ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られ た場合は、都道府県知事は速やかに当該地域における対応を再検討す ることとする。また、仮に再度緊急事態措置の対象となる都道府県が 生じた場合においては、具体的取扱いについて、別途通知する。

2. 外出の自粛等

基本的対処方針の三(3)6)①のとおり、各都道府県は、5月31 日までの間においては、引き続き都道府県をまたぐ不要不急の移動は 避けるよう促すこと。6月1日から18日までの間においては、5月 25日に緊急事態措置が解除された5都道府県相互間及び当該5都道 府県と他の都道府県との間の不要不急の移動については慎重に検討す るよう促すこと。

また、これまでにクラスターが発生しているような施設(例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の施設。以下同じ。)については、基本的対処方針の三(3)6)①を踏まえ、次のとおりの対応とする。

 5月末までは5月14日付け事務連絡1(2)による対応を行う こと。

- これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、業種ご とに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染 防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種 (カラオケ、スポーツジム等を想定。以下同じ。)については、ガイ ドラインの徹底等を前提として6月1日以後は外出の自粛要請等を 緩和すること。
- これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種(接待を伴う飲食業、ライブハウス等を想定。以下同じ。)については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡1(2)による対応を行うこと(なお、当該感染防止策の策定は、6月18日までに行う予定であること。)。

加えて、基本的対処方針の三(3)6)③を踏まえ、緊急事態宣言の 再指定基準の少なくとも半分程度の新規報告者等が見られる都道府県 等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、これま でにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設 への外出を避けるよう強力に呼びかけること。

また、観光振興に関しては、基本的対処方針の三(3)6)①を踏ま え、まずは県内観光振興から徐々に取り組むこととし、6月19日以 後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組むことする。また、観光地に おいて人と人との間隔を確保するよう周知すること。

なお、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に係る対応については、引き続き5月14日付け事務連絡1(2)による対応を行うこと。

- 3. 催物(イベント等)の開催制限
- (1) 催物開催に係る段階的緩和

基本的対処方針の三(3)6)①に示されているように、都道府県 は、「催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい 生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染 防止策が講じられることを前提に、①~③の概ね3週間ごとに、地域 の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に 規模要件(人数上限)を緩和すること」などとされている。ここで、 イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数 にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できる

 こと(できるだけ2m)

を目安としつつ、適切な感染防止策(入退場時の制限や誘導、待合場 所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、 出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声 援に係る感染防止策等)が実施されていることを前提に、開催するこ とが考えられる。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われ たとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大の リスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこ うした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。

上記のイベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人と の距離に係る要件については、基本的対処方針を踏まえ、段階ごとに 次に掲げる数値を上限として都道府県知事が地域の医療提供体制等 の状況を踏まえた数値として、概ね3週間ごとに段階的に緩和する。 ただし、緩和される6月19日以後においては、イベントの出演者等 の移動も増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されること に加え、主催者がイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先 における感染防止のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出 等の感染リスクのある行動の回避)を行うものであることを前提とす る。

なお、展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割 合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベ ントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう 入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。

- 【6月19日~7月9日】
- 屋内・屋外ともに1,000人以下。

上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

【7月10日~31日】

- 屋内・屋外ともに5,000人以下。
- 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。
- (注)上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例えばプロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例えば展示会の主催者と来場者等)には両者を合計した数とする。
- (2) イベントの無観客開催について

全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等)については、 主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策(例えば、 選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等におけ る三密回避等)を講じることやイベントの選手・出演者、観客等の移 動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理(例えば、 夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を確保すること を前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催することを求 めていくこと(7月10日以後は上記(1)のとおりの人数、収容定 員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。)。

いずれにしても、こうしたイベントを開催しようとする場合には、 事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切である。

(3)祭り等の行事に係る対応

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事 については、次のとおりの対応を行うこと。

地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの(5月末までの期間については、屋内にあっては100人又は収容定員の半分のいずれか少ない数を上限とする参加人数と、屋外にあっては200人を上限として人と人との距離を十分に確保できる参加人数(できるだけ2m)とする。)については、適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずることを呼びかけること。

- ② ①以外の行事(全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの や参加者の把握が困難なもの)については、中止を含めて慎重に 検討するよう促すこと。
- (4) 感染拡大防止に係る重要な留意点
 - (1)の上限人数に満たないイベントであっても、イベントの 形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。 例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は 近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関して は、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたって より慎重に検討するよう促すとともに、次の「4.施設の使用制限 等」の内容も踏まえて対応を行うこと。
 - ② 都道府県は、イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。
 - ③ 緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られ る等感染拡大の傾向がある都道府県や催物等におけるクラスター の発生があった都道府県においては、国と連携して、催物等の無 観客化(TV・ネット中継を含む。)、中止又は延期等を含めて、速や かに主催者等に対して必要な協力の要請を行うこと。
- 4. 施設の使用制限等
- (1)施設の使用制限等に係る取扱いの原則

基本的対処方針の三(3)6)①に示されているように、都道府県 は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」 のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設 管理者等に対して必要な協力を依頼すること。具体的には、これら 施設について、これまでにクラスターが発生しているような施設の 業種と同様に施設の使用制限等の協力を要請することを含めた対応 を検討するほか、5月14日付け事務連絡別紙2の「施設に応じた 感染拡大を予防するための工夫(例)」を参考に、換気や消毒、入場 制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止 策を強く働きかけること等の対応を行うこと。さらに、業種ごとに 策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止の ための取組が適切に行われるよう強く働きかけること。

都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、施設の使用制限

等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。

また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種 について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の 協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当 該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の 規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討すること。

(2)これまでにクラスターが発生しているような施設の業種について

5月末日までは5月14日付け事務連絡により施設の使用制限等の協力要請を行う。

その後の取扱いは、次のとおりとする。

- 都道府県は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを徹底するよう強く促す一方で、当該ガイドラインが実践されることを前提に、施設の使用制限等の協力要請を行っている場合はこれを緩和すること。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。
 - ・現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡により特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力を要請することを含めて、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。なお、当該ガイドラインの策定は6月18日までに行われるよう準備が進められる予定であるので、留意されたい。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。
- (3) 感染拡大の傾向がある都道府県における対応

基本的対処方針の三(3)6)③に記載されているとおり、緊急事 態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡 大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、迅速かつ適切 に特措法第24条第9項に基づく措置等を講ずること。

(4) 有効な感染拡大防止策の周知

都道府県は、施設の管理者等に対して、施設利用者の名簿を作成

して連絡先等を把握しておくことや、導入が予定されているスマー トフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防 止に寄与すること等を周知すること。

(5) 感染拡大予防ガイドラインの更新

業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインについては、感 染状況の変化等に応じて随時更新されることとなるものであること に留意されたい(例えば、6月以後にクラスターが発生した業種に ついては、当該クラスター発生や感染拡大の原因に応じ、ガイドラ インの内容が見直されることとなる。)。

5. 出勤

都道府県は、基本的対処方針の三(3)6)①に基づき、引き続き事 業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低 減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに 策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡 大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

- 6. その他
 - 都道府県は、基本的対処方針の三(3)6)④に基づき、2~4の 取組を行うに当たっては、あらかじめ当室と迅速に情報共有を行う こと。
 - ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
 - ③ 外出自粛、催物(イベント等)の開催制限、施設の使用制限等の段 階的緩和の目安については、別紙にその概要がまとめられているの で、参照されたいこと。

(照会先)
 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
 企画第1担当 小池・國藤・井上・寺井
 直通 03 (6257) 3085

	ベイ	イベント開催制限の段階的緩和の目安(その1)	安(その1) 【別紙】
〇「新しい生活様式」に基づく行動。手指: 基本的な感染防止策の徹底・継続。イベン 加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、	に基しく行うで、 御商・継続。 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	能消毒やマスク着用、 ・ト主催者や出演者は 1、イベント前後の感	は毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避ける など、 主催者や出演者は「 業種別ガイドライン」 等に基づく行動、参 イベント前後の感染対策(行動管理含む)の呼びかけ。
〇 感楽拡大の兆候やイベント等でのクラ も含めて、国と連携しながら、都道府県知 生原因やそれへの有効な対策等に関する分 を主きに一ば出す場合、当年をおよ。	イベント寺 () ながっ、都遠 な対策第6 はなまより	スターの発生 があった場合、 1事が速やかに協力を要請。 う析 を出来る限り活用(業種)	ムベントの無観各化や延期、甲止等 その際、専門家による クラスターの発 明ガイドラインの改定にも活用)。緊
忌事態亘言が出た场合、対束を強化。 〇 今後、 感染状況等に変化 がみられる場合、	、	C。 れる場合、 段階的解除の目安の変更 や必要な対策等を通知。	必要な対策等を通知。
		<基本的な考え方>	
時期		加容率	人数上限
【移行期間】 ステップ (1)	区内	₩%%% 05	100人
5月25日~	屋外	十分な間隔 *できれば2 m	200人
ステップ (2) 6日10日~	屋内	50%以内	1000人
▲21 → 2 H *ステップ①から約3週間後	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
$\mathcal{A} \neq \mathcal{Y} \neq \mathcal{I} $	屋内	妇次3%30	5000人
*ステップ②から約3週間後	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、	国	妇次4% 05	上限なし
8月1日を日途 *ステップ③から約3週間後	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし
(注)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度	ららか小さいチ	5を限度(両方の条件を満たす必要)。	

(注)収谷率と人致上限でとちらか小さい万を限度(両万の条件を満たす必要)。

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その2)

〇 イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、 感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない(**無症状で感染させる可能性も)。

ほめ
Υ
汌
な
晲
孫
"
V

	お祭り・野外フェス等	地域の行事 ▲ 100人又は50% 【100人又は50% 【目の人又は50% 【書を見込み、人数を管 星できるものは可		* 特定の地域 からの来 場を見込み、 人数を管 理できるものは 可	
	お祭り・野	全国的・広域的	×		▲ ▲ ▲ ▲ ★ ● ★ ● ★ ● ★ ● ★ ●
く具体的な当てはめ>	プロスポーツ 等 (全国的移動を伴うもの)	×	 【無観客】(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理 	 (1) 100000000000000000000000000000000000	 (50%) *感染対策徹底、主催者による 試合中,前後における選手,観 客等の行動管理 * GoTotャンペーンによる支援
<具体的	展示会等	 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 	 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 	 (7月下旬~) 	(30%) (30%) * 入場制限等により、 人との間 隔を十分確保できないも の等は 慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援
	コンサート等	 (100人又は50%(a) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発する もの、人との間隔を十分確 保できないもの等は慎重な 対応、管楽器にも注意 	 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、 人との間隔を十分確保できない もの等は慎重な対応、管楽器に も注意 	 (7月下旬~) 	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	時期	【移行期間】 ステップ① 5月25日~	ステップ② 6月19日 ~ *ステップ①から約 3週間後	ステップ(③ 7月10日~ *ステップ②から約 3週間後	 (移行期間後) 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約 3週間後 *Glot*

(注)と ちちか小さい力を限度。他の場台も同様。

*観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保 基本 がら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等** 国と連携しな 。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。 * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、 GoToキャンペーンによる支援(7月下旬~) 発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、 * GoToキャンペーンによる支援 外出自粛の強化等を含めて、 観光 人との間隔は確保 外出自粛 、北海道との間の 0 に関する分析を出来る限り活用(業種別ガイドラインの改定にも活用) 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける(これまでと同じ) 手指消毒やマスク着用、 東京、神奈川) またぐ移動等 ***一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神** 不要不急の県をまたぐ移動は**慎重に**。 貳を 「新しい生活様式」に基づく行動。 的な感染防止策の徹底・継続。 *ステップ③から約3週間後 * ステップ②から約3週間後 * ステップ①から約3週間後 8月1日を目途 8月1日を目途 $\lambda \neq y \gamma^{\circ}$ 6月19日~ $25 B \sim$ 7 β 1 0 B \sim 【移行期間後】 感染状況を見つつ、 時期 $\lambda \neq y \not\supset 0$ (□) ~ **□** ~ ステップ③ 【移行期間 ステッ 6月1日 5月 0

外出自粛の段階的緩和の目安

 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。 「持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用(業種別ガイドラインの改定にも活用)。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。 	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	接待を伴う飲食業、ライブハウス等カウオケ、スポーツジム等(注)	× \sim \bigtriangleup * \mathfrak{A} * \mathfrak{A}	* 知事の判断。 * 業界や専門家等による 更なる感染防止策等の検討 。	*人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン 等を遵守。知事の判断。	 *クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。 *感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。 知事の判断。 	* クラスターが発生 した場合等には 休業要請 等を検討。
 「新しい生活様式」に基づく行動。 な感染防止策の徹底・継続。施設管理 接触確認アプリの周知。 () 持続化補助金の中で、施設の感染 () 長続化補助金の中で、施設の感染 () 感染拡大の兆候や施設等における: 都道府県知事が速やかに協力を要請。 分析を出来る限り活用(業種別ガイト 	時期		【移行期間】 ステップ⓪ 5 月 2 5 日~	ステップ① 6月1日~	ステップ② 6月19日~ *ステップ①から約3週間後	ステップ(3) 7月10日~ *ステップ②から約3週間後	【移行期間後】 ^{感染状況を見っっ、} 8月1日を目途 *ステップ®から約3週間後

(注) バーやその他屋内運動施設等も含まれる。